

標注令義解按本

二

294  
2





294



大政官符或云官符と詔書と此書はかく載へき文なりねども縷板の時義解の濫觴を後世は知りめむとて加入せらるあり上表と序とも必む載べきもの也東本はハ序のを載て符表詔の三通を除きハハ古本のまゝ歟壺井氏云年月を以て推すハハ官符と下して此書を編りめ書成て次ハ序を作らざるなり次ハ上表して書を奉るさて詔書を下して施行し給へりありこれを官符序表詔書と次第して置へりと云ふ今こを従ふ但太政官符の四字京本令義解序目とあり今壺井本に依て改む

令律問答私記とも令ハハ律も問答私記ありあり律あり

標注令義解校本卷一

大政官符

應撰定令律問答私記事

右得式部省解僂大學寮解僂明法博士外從五位下額田國造今足解僂謹檢舊記律令之興年代浸遠沿革隨時損益因世藤原朝廷御宇正一位藤原太政大臣奉敕制令十一卷律六卷博



票注令義解校本卷一



と亡て傳ふに今なるハ集解  
に載たる問答の條に朱古記等の諸記をこせり也  
此諸記の中より撰定して義  
解を作さる委しく問題とい  
へり

式部省解の四字京本彼省解と  
あり今壺井本に依て改む  
額田國造今足京本額田二字を  
脱き類史三代格令抄等  
依て補ふ壺井義知云國造本  
紀に依る淡海國額田國三  
野國と并ひく和名抄美濃  
他田郡額田あり若くは額  
田國を併て此郡を置る歟  
今足一本今人よ作す  
律令之興云々の事問題に云ふ  
藤原朝廷ハ持統御代をいへ  
どくく文武の御事あり續  
紀を考ふる文武天皇四年六

士正四位下下毛野朝臣古麻呂贈正  
五位上調忌寸老人正五位下守部連  
大隅正五位下道公首名從五位上伊  
吉連博德從五位下伊豫部連馬甘等  
至于大寶元年修撰既訖施行天下平  
城朝廷養老年中同太政大臣復奉敕  
刊修律各為十卷博士正四位下大  
和宿禰長岡從五位下陽胡史真身外

月律令撰定の勅ありて其  
翌年大寶元年八月成り  
藤原太政大臣不比等公あり

此公の事續紀養老四年八月  
癸未右大臣正二位藤原朝  
臣不比等薨とあり太政大臣  
正一位に贈官位あり同年十  
月壬寅就右大臣第宣詔贈太  
政大臣正一位とありこれ也  
然るにこの贈字を除き藤  
原太政大臣として名を載せ  
り今足が大學寮に上る解  
にて奏文がぬゆ也正一  
く書むに弘仁格序に爰建  
文武天皇大寶元年贈太政大  
臣正一位藤原朝臣不比等奉  
敕云々とあるが如くあるべ  
しさてこの律令撰定の人  
人を載むに刑部親王を第  
一と記す文武四年六月續

從五位下矢集宿禰虫麻呂外從五位  
下鹽屋連古麻呂外從五位下山田連  
白金等也自爾以來諸博士等相承教  
授文略義隱情理難通即無不由先儒  
舊說而彼舊說或為問答或為私記互  
作異同未詳誰作後學者屬意彼此每  
有論決難塞夫古之刑書鐘鼎鑄之金  
石銘之所以塞異端絕異理也望請命



紀云。救淨大參刑部親王直廣  
壹藤原朝臣不比等。撰定  
律令。大寶元年八月同紀  
云。遣三品刑部親王正三位藤  
原朝臣不比等。撰定律令。  
於是始成。これより依り  
刑部親王を除へき理ハよ  
き事也。當時藤氏の權盛あり  
より。功と不比等一人ノ歸  
せしめむして。かくしたるも  
の故。

令十一卷律六卷。これいとゆる  
大寶令也。開題いへり。  
博士この博士ハ官ニあり。凡  
た博學の士をこせり。古  
曆より馬廿まで六人ノ係り  
たり。下ある博士も同一。  
下毛野朝臣古曆。京本右ニ作り  
誤也。續紀古ニ作り。古ハ許と訓へし。持統紀ノ子曆ノ作り。證と依り。さて此解ニ載たる古曆以下  
の人々の位階。皆先途を極る處ニ就て記さるりの。撰條の時の位階ニあり。

當時博士等撰先儒之舊記省彼迂說  
取此正義勒成卷帙以備解釋庶俾學  
者易解與奪莫異者省依解狀謹請官  
裁者正三位行中納言兼右近衛大將  
春宮大夫良峰朝臣安世宣奉敕依請  
者省宣兼知依宣行之  
天長三年十月五日

大隅一本大角ニ作り

正五位下道公首名。京本從五位下ニ作り。今一本ニ從ふ。續紀養老二年四月。筑後守正五位下道君首名卒。  
首名少治律令云々。これ證と依り。

從五位上伊吉連博德。上一本下ニ作り。天平寶字元年十二月續紀ニ從五位上とあり。德一本得ニ作り。  
從五位下伊豫部連馬廿一本從五位上とあり。天平寶字元年十二月續紀ニ下とあり。依り。馬廿  
續紀ニ馬養ニ作り。

至于大寶元年云々。續紀大寶元年八月癸卯。撰定律令。於是始成。これより依て此令を大寶令といふ。  
平城朝廷養老年中。この平城朝廷を元正天皇あり。續紀天平寶字元年十二月の官奏の文。及弘仁格序等  
ニ依り。養老二年ニ刊修あり。これより事。開題ニ本文を引きたる。こと省けり。

各爲十卷。大寶元年ニ制らる。令十一卷律六卷を改て。令も律も各十卷とせり。これより依て大寶  
の令律ニ對て。この刊修あり。養老の令律を新令新律といふ。但るく卷數の増減あり。ことあり。依り。大寶  
もと大寶の古令ニ依て。斟酌さる。ことあり。全くの新制ニあり。故より。刊修といへり。  
あり。これより事。ことあり。開題いへり。

外從五位下矢集宿禰虫麻呂。天平寶字元年十二月續紀ニ外字あり。塩屋連古麻呂もまた同一。京本もま  
ハミろ。今古本ニ從ふ。

古麻呂。古。京本右ニ作り。誤也。類史懷風藻等ニ從て改む。一本古ニ作り。懷風藻目錄もこれあり。  
外從五位下山田連白金等也。古本外字無し。されど式部式ニ外位不得列内位上とあり。依り。外字脱  
たること疑ふ。故ニ補ふ。等下京本也字を脱き。今一本ニ從ふ。  
文略義隱。桃萼殘輝云。文略と詞の少きあり。義隱と義理のかかれてた。故ニ情理の心難  
通とあり。



或為問答或為私記これ皆集解の内の諸説の事にて即先儒の舊説あり。

古之刑書以下絶異理也まで皇朝の故事あり然杜預が奏事を引けりたり。

舊記亦本舊説より作る今一本に従ふ。

與奪莫異者桃萼殘輝云與ハゆるは心正義をりハ奪ハうらふことあり迂説をりハ者字天邊利と訓は

上の解備よりるの者字まで今足が解文あり。

省依解状云と者この者も天邊利と訓は省も即ち式部省まで大學寮の解に依て式部省より太政官の

裁判を請ふ文あり。

安世宣奉教依請者この者も天邊利と訓は太政官より奏聞したるに依請にせよと教ありあり此教

と必大納言の奉ること也後中納言出来てよりハ中納言も奉る今これを上卿とりし。

省宜兼知云と省と式部省ありこの省字以下も太政官より仰けり辭也。

臣夏野等聞古本及文粹等下

言臣の二字あり。

春生秋殺云云これ春夏の生長

然よりせて刑名をこれと

生ハ天氣ありこれを令は比

秋殺ハ地氣ありこれを律

比き下は陰陽舒と

舒ハ生長あり慘と殺藏

ふれむ同一事あり故に李善

が注ふ春夏為陽秋冬為陰と

いへり風ハ春風にて教令ハ

象ハ霜ハ秋霜にて法律ハ象

犯之必傷云云桃萼殘輝ハ爛蛾

と火取虫あり爛字ハ火を取

むとて我身をわくらふ心

あり虫も火を取らむ身を焼

ちとす也人も法を犯さば

令義解序

正三位守右大臣兼行左近衛大

將臣清原真人夏野等奉教撰

臣夏野等聞春生秋殺刑名與天地俱

興陰慘陽舒法令共風霜並用犯之必

傷蠟炷有爛蛾之危觸之不漏蛛絲設

黏虫之禍昔寢繩以往不嚴之教易從

畫服而來有耻之心難格隆周二典暫

標註入義解序本卷一



身ハ損マシキ喻也

觸之不漏云云。上ハ犯之とありハ自ら犯也。下ハ觸之とありハ縁坐ハ觸るをいふ。蜘蛛の網ハ虫の黏く如く。縁坐ハ觸ても其禍を道まぐと也。黏ハ説文ハ相着也と見ゆ。昔寝繩云云ハ淮南子ハ女媧氏ノ故事あり。其文ハ枕方寝繩と見えて注ハ謂直身而臥也とあり。太古の質直あり。さまをいへる也。

畫服ハ堯舜ノ故事也。尚書大傳ハ唐虞之衆刑上刑赭衣不純。中刑雜屨。下刑墨幪。以居州里。民耻之。民而有耻則務反於禮矣。と見え。漢書ハ唐虞畫象ありて注ハ其衣服象五刑也。これらとて考ふるハ犯罪の輕重を衣服にて知る也。

增其流。大漢九章。愈分其派。雖復盈車。

溢閣。半市之姦。不勝鑄鼎銘鐘。滿山之

弊。已甚。降及澆季。煩盪益彰。上任喜怒。

下用愛憎。朝成夕毀。章條費刀筆之辭。

富輕貧重。憲法歸賄賂之家。嚴科所枉。

劔戟謝其鈇利。輕比所假。君父慙其温。

盲。故令出不行。不如無法。教之不明。是

爲樂刑。伏惟皇帝陛下。道高五讓。勤劇

よりたるもの也。始ハ此畫服を民のく耻とさし事あり。漸ハ徳を以て治る政衰て有耻の心うせたりとも。瑯琊代醉ハ唐虞之所以齊民。禮義榮辱而已。不專於刑也。秦之末年。赭衣半途而姦不息。國朝之制。減死一等。及晉吏兵卒配徒者。涅其面而刺之。本以示辱。且使入望而識之耳。久而益多。額常溢至十餘萬。兇盜處之怙然。蓋習熟而无所耻也。とあり。いさむる論あり。有耻ハ論語ハ尊之以政。齊之以刑。民免而无耻。導之以徳。齊之以禮。有耻且格。とあり。依てかへり也。

隆周三典ハ周禮ハ大司寇掌建邦之三典。刑新國用輕典。刑平國用中典。刑亂國用重典。とあり。桃萼殘輝云。流

を増ハハハ刑書の漸く多くあり心あり。大漢九章ハ漢書云高祖入關。約法三章。秦人大悅。後蕭何改脩法律九章也。桃萼殘輝云。派を分つといふ

いよ條目の多くあるをいふ。盈車溢閣。殘輝云。車ハ五車の書とあり。如ハ閣ハ棚あり。書棚ハ積あまる心なり。半市ハ東本及本朝文粹等半ハ作らる。従ハ一本坐ハ作らる誤あり。半市ハ半道と同一。市を行くハ人

も。半ハ姦邪の者なり。鑄鼎銘鐘ハ杜預奏事ハ古之刑書銘之鼎鐘とあり。滿山の弊ハ盗賊の山ハはて害をあたふことにて。半市ハ對ていへる也。類函寇賊部ハ賈山至言。赭衣半道。羣盜滿山といへる是なり。

上任喜怒云云。古注云。上謂君。下謂臣也。言君以所喜還宥其逆。以所怒還刑其良。臣以所愛還枉其法。以所憎

還益其罰。朝成夕毀云云。古注云。吏作文簿者。皆以筆草。若有繆誤者。從以刀削除。故謂之刀筆之吏。言法令宜畫一。不

變。永行萬世。而暗主庸臣。移換无常。所以朝作法。夕更毀敗也。賄賂之家。古注云。賄賂並財也。陸法言曰。金玉曰賄。布帛曰賂也。言富者有求賂。故輕其罰。貧者无望於得。故重

其比。是以天憲王法。歸於賄賂之家也。



嚴科所枉の枉一本在二作三嚴  
科二行ふべき者とも賄賂を  
得て法を枉る事劔戟の鈔利  
も不及也。鈔京本鈔二作三  
と誤也。輕比と重罪を輕き  
に比はるあり賄賂はる者を  
温育はる事君父の仁愛も不  
及也。

伏惟より深切神襟までと淳和  
帝の御徳を稱は挑萼殘輝云  
五讓と漢文の天下を讓給ふ  
事三握と周公の一沐三握の  
事をいふ。

金玉は後漢書一律有金科之號  
令假玉條之名也。

甲乙と瑯琊代醉は漢令甲令乙  
令丙乃篇次也といへり。挑萼  
殘輝云第一卷第二卷ふとい  
ふが如し。

艾春竹云云古注云晏子春秋云

三握類金玉而垂法布甲乙而施令艾  
春竹於齊刑銷秋荼於秦律孔章望斗  
之郊無復寬牢之氣黃帝脫桎之地唯  
看香楓之林猶慮法令制作文約旨廣  
先儒訓註按據非一或專守家素或固  
拘偏見不肯由一孔之中爭欲出二門  
之表遂至同聽之獄生死相半連按之  
斷出入異科念此辨正深切神襟爰使

景公樹竹令吏守之有斬竹者  
拘之加罪も銷秋荼云云と  
古注云塩鐵論曰秦法繁於秋  
荼挑萼殘輝云上と艾と云ひ  
下と銷と云ふ今の聖代は  
古の苛法を改らる事也。

孔章望斗は古注云雷次宗豫章  
記云吳未亡有紫氣見於斗牛  
之間張華聞雷孔章妙達緯象  
乃要宿問天文孔章曰唯斗牛  
之間有異氣是寶物之精在豫  
章豐城張華遂以孔章為豐城  
令至縣獄掘深二丈得玉匣開  
之有二劔其夕斗牛氣不復見  
これに依てかけた也黃帝脱  
桎ハ帝字京本及文粹等皆神  
二作三今古本二從入山海經  
注に蚩尤為黃帝所得械而殺  
之已棄其械化而為木即今楓  
香樹是也と見ゆこれに依て

臣等集數家之雜說舉一法之定準臣  
謹與參議從三位行刑部卿兼信濃守  
臣南淵朝臣弘貞參議從四位下守右  
大辨兼行下野守臣藤原朝臣常嗣正  
四位下行左京大夫兼文章博士臣菅  
原朝臣清公從四位下行勘解由長官  
臣藤原朝臣雄敏從四位下行刑部大  
輔兼伊豫守臣藤原朝臣衛正五位上



かけた也。桃萼殘輝云此一聯の對句也。天下泰平よりて刑を用ざる事也。昔干將莫邪の劍土に埋きて在り。其劍の氣斗牛星の間に見えしを望み。此劍を孔章堀出しけむ。斗牛間の氣失たれり。これを冤宰の氣に借ていふ。冤宰の氣ハ獄舎に埋れり。恨の氣也。法令正くて怨を會する者のふきをいへる也。また蚩尤の頸械の故事も。これをぬぎ捨たり。楓木もふる事ありと借て。たぐ香楓の林のこも残てあざども。頸械を用ること無し也。共世をゆめと詞也。猶慮も淳和帝のねもゆさく也。猶字の義も。聖徳四海におもきて。治教休明なりといへど。

行大判事臣興原宿禰敏久正五位下  
 行阿波守臣善道朝臣眞貞太宰少貳  
 從五位下臣小野朝臣篁從六位下行  
 左少史兼明法博士勘解由判官臣讚  
 岐公永直從八位上守判事少屬臣川  
 枯首勝成明法得業生大初位下臣漢  
 部松長等輒應明詔辨論執議陳家古  
 壁之文採而無遺于氏高門之法訪而

也。稱よし又犯罪の惡人も无き事能ハバ。これに依て猶法令の文義を辨正し給はん事を神襟一切におほはし也。或專守家素殘暉云家素とも家素より傳來とる令文の説也。偏見も偏執の見解也。同聽之獄古注一言同聽之獄而或死或生是非舛錯輕重易混とあり連案之斷とも獄令に斷流以上者皆連寫案申太政官云云。これを太政官に於て判斷する也。公式令に流以上並為論奏とありこれか。かく鞠獄の司より連案して出せるを官に於て共し判斷をさす。その斷非のさすも。或ハ出さんといひ。或ハ入んと云て科を異はし。これ律の文義明らざるに依て

必盡其善者從之。不以人棄言其迂者。略諸不以名取實。一加一減。悉依法曹之舊云。乃筆乃削。非是臣等之新情。猶有五劍難名。兩壁易似。必稟皇明。長質疑滯。有巢在昔。大壯成其棟宇。網罟猶秘。重離照其佃漁。今乃成之。聖日取諸不遠。臣等遠愧。虞臯近慙。荀賈牽拙。歷稔。僂甫畢。分爲一十卷。名曰令義解。

律の文義明らざるに依て



也とあり、出入ハた。輕重といふも同ト字を借ていふのミ、獄ニ出入ハた事ニあり、然ラズ此文ハ令序ニあり、ハク律の事を載ラハタリ、了ニ就テ集解ニ論あり、其文ニ云ク、問令是教令法也、非科斷之制、而義解序云、遂至同聽之獄生死相半、連案之斷出入異科者、其意何師說令余内、有不如教令直科罪之文、然而一端舉多文稱教令序論出入之科者、蓋得此意耳、といヘリ、臣等の臣字及臣謹の臣字、共ニ夏野公の自らの事也、南淵京本奈布知と訓了ハ非歟、日本紀通證云、南淵先生、未詳其名、高市郡稻淵村有神明家、或謂先生墓也、伊奈と美奈と音通ヘリ、美奈布知と訓一、

凡其篇目條類具列于左也。淺深水道。共宗於靈海。小大公行同歸於天府。謹序。

第一

官位令九壹拾玖條  
職員令九捌拾條  
後宮職員令九壹拾捌條  
東宮職員令九壹拾壹條  
家令職員令九捌條

第二

神祇令九拾貳條  
僧尼令九貳拾漆條  
戸令九肆拾伍條

第三

田令九參拾漆條  
賦役令九參拾玖條  
學令九貳拾貳條

第四

選叙令九參拾玖條  
繼嗣令九肆條  
考課令九漆拾伍條  
禄令九壹拾伍條

第五

官衛令九貳拾捌條  
軍防令九漆拾陸條  
儀制令九貳拾陸條  
衣服令九壹拾肆條

第六

營繕令九壹拾漆條

第七

公式令九漆拾肆條

蝶淵ニ同トキ歟、さてこれより以下、皆義解の撰者あり、ゆゑ、位署の式ニかけ、官符ニ故人を載ラハタリ、同例ニ看ベシ、  
善道朝臣京本善通宿禰ニ作ス、文粹官道ニ作ス、共ニ誤也、兼和十二年二月續後紀云、真貞天長五年上表、賜姓善道朝臣、依詔旨、與諸儒等、修撰令義解、これニ據テ改ム、  
漢部松長姓氏録拾芥抄等ニ依リ、漢部ニ宿禰の姓あり、姓を脱セリ歟、  
執議の議京本義ニ作ス、一本及文粹を以テ改ム、  
陳家古壁之文、後漢書ニ成帝時、陳咸以明律令為尚書、後及王莽篡位、召咸謝病不肯應、莽復徵咸、遂稱病篤、於是乃收歿、其











者蓋每卷有之今只於十三卷則有之於三十七卷亡之不可見其全者然令與武其體應同則令亦於卷別之末當有紀年及連署以之准之則知此紀年及連署者元是卷末之連署也每卷可記而後世失之獨有首卷云云この説ともやと思はるれと確證あるをたゞ東本のやうに次づ

此文と淳和帝と上りる表也  
遼聽列辟云云桃萼殘輝云遼と

遠也辟と君也歷代所列の君  
とりの事也昔の聖王の跡を  
聞の意也縑ハ絹也緗ハ淺  
黄色の絹也絹と緗の代也書  
籍をのり文選と緗帙とりの  
は同一

躡曆とも曆も歴次あり御代御  
代の歴次を躡て皇位は登給  
ふ也乘圖の圖も位も同一帝  
も白虎通は徳合天地曰帝と  
あり意也

莫不發號施令の號と令とも共  
は法度の事也執文類聚に載  
たり晉張斐律序に律令政事  
之經萬機之緯とあり經緯は  
律令のこと也齊禮ハ論語の  
詞也畏刑とし刑法を設て人  
を畏むる也かく禮刑を用

上令義解表

臣夏野等言遼聽列辟略閱縑緗躡曆  
登皇乘圖稱帝莫不發號施令張經緯  
而理邦齊禮畏刑設隄防以濟代者也  
雖云龍鳳異紀文質遞興至於訓俗庇  
人殊塗同致伏惟聖主道充四表德被  
百王拱岩廊以垂衣臨寰區而作鏡彝  
倫攸叙禮樂交通鴻化所覃華夷感悅



て、民の惡入るを防くハ、隄防を設て、河水をふせぐ如しと也。

龍鳳異紀、龍紀も伏犧也、伏犧の時、龍瑞を依て、龍を以て名く、鳳紀も少昊あり、少昊の時、鳳鳥至る、故に鳳を以て名く、文質遞興とも、伊藤長胤云、謂夏尚忠、商尚質、周尚文、馬融所云、文質三統者是也、古注引論語者不相合矣、この説の如く、殷周遞興といふは同一紀、京本記は作誤也、訓俗庇入云云、奎ハウとれ共、民を訓へたれり、事ハ趣を同くはとのふ意也、これまた古の聖代の事をいへり、聖主抄聖上は作たり、聖主と即淳和天皇也、道充四表、充一本光は作たり、此

然猶宵衣宣室、恐萬機之有愆、晏食合宮、念兆庶之不愜、遂降哀旨、搜揚法家、以爲前儒、解釋、遞有乖向、淺深易混、輕重難詳、臣等識謝、張蒼業非、陳寵謬以庸弊、叨應明詔、或筆或削、一增一損、其疑而不決、闇而不明、皆仰稟宸規、斷之聖覽、據時制變、合古便今、誠可改生靈之視聽、爲皇王之模範者也、裁成十卷、

句、念兆庶之不愜、とりのまでも、淳和御在位の頃の事をたし、へ申せり、あり、四表は四海の外也、百王ハ百代の末まで被り、道を行ふこと、徳と心の徳なり、

拱若廊、虞舜の故事、ふれども、引来て、淳和帝の殿室、拱いて、无爲の世を治給を云、垂衣と、垂衣裳の裳字を省て、作鏡の對語と、たつものにて、易の注、垂衣裳以辨貴賤とある義也、臨宸區ハ天下に臨て、政令をまゝ、萬民の明鏡とよて給ふと也、

藝倫攸叙と、書經の注、天所、以定民之常、道理次叙、と、何ぞ、次叙と云むが如し、若民を御する道理の次叙、昔く時、禮も樂も不通の事出来れども、常の道理のまゝありゆゑ、禮樂とも通してよく治さ也、鴻化所覃の鴻ハ大也、殘輝云、感悦す、淳和の御代、天下の治り、事を、然猶云云、殘輝云、然猶ハ、云々、天下と治るといへとも、主上の御心、ハ由斷す、まさぬを、

名、令義解、星霜五變、繕寫功、遂拜表呈、奏伏深戰、越臣夏野等、誠惶誠恐、頓首頓首、謹言、

天長十年十二月十五日  
右大臣從二位兼行左近衛大將  
臣清原真人夏野上表



衣とし漢文帝の故事也古注云夜索衣著不及待明意不安也文選注宣室殿名也晏食合宮云云殘輝云天子朝政御いとま无きゆ急日さけて始て御膳を進るをりふとあり合宮と黃帝の宮名にて事物紀原に見ゆ殘輝と兆庶と萬民あり不愜と道と違ふをりふ也兆庶京本冲旨と作る誤以爲と淳和のねりぬる處あり以爲二字於毛保左久と訓へ

哀旨京本冲旨と作る誤也一本冲旨と作る哀旨と主上の深き御思ひぬの事にて即教をさる法家と法曹あり律令の學者をりふ

前儒解釋云云これ集解と載りる處の諸説どりの事にて其諸説誤多きを淳和の趣慮と思ひぬ也張蒼と漢人也曆數權衡を定むる人あり謝と及さるをりふ陳寵も後漢の時律令を明あり人も庸弊と常人の學術をさる者なり

據時制變といへむ律令の文を變改せし處も向る如く聞ゆれ共さあはれこれ律令の文を活用する事也故又下合古便令とあり三家説を異したるを正して時の宜し隨ひ二門躅を殊りたるを按て古に合ひ今も昔のぬやうなりたる也

星霜五變と義解を作たるほどの年月あり此事を仰らせしと天長二年十月にてその官符上と載り三年より十年までと星霜八變あれとも夏野公以下の人々の勉め注せしりる年ハ五年の間ありしなりん但殘輝と星霜と年あり天長六年より十年までと五變といへりともありこれ何よりて書たさへる歟猶よく考べし

施行令義解詔書の七字京本脱

せり今一本を以て補ふこれと淳和の御代と義解既と成て其後仁明の義和元年と天下に施行さるる時の詔書あり

納諸軌物の諸ハ民をさる左傳は君將納民於軌物者也といはり軌物ハ法制あり度量の度と尺度量ハ升量なりとれを度量も法制にて共と律令の事あり皇猷の猷と字書と道也とあまむ上と王道といへるに同一

故知と上を受る辭也法制度量を以て民を治るが王道ありこの法制度量即五教を彌成て萬方を銜勒する也五教と書經の注と五品之教と見え王肅云五品五常とありて

施行令義解詔書 日十八日

詔納諸軌物王道所先制以度量皇猷斯在故知彌成五教銜勒萬方垂拱而理其法令乎後太上天皇修機玄扈比德丹陵事勤遠圖慮在長策以爲法令文義隱約難詳前儒註釋方圓遞執豈使三家異說輕重參差二門殊躅舞文弄法永言於此固切宸衷爰敕在朝迺



父子親君臣義夫婦別長幼序  
朋友信をりふとル律令を  
設て人民を弼成り事也。銜勒  
の銜と口と物を含む事也。馬  
の銜勒して放埒を制り如  
く萬方の民を律令を以てい  
やむる也。天子の垂拱して  
四海を治給ふ。此律令あり  
ゆ也といへりあり。

後大上天皇と淳和帝也。此時嵯  
峨淳和共一太上天皇にてお  
ろまひゆる嵯峨帝といふ  
へて後字を加へたり也。

修機玄扈の修字京本條に作  
る誤也。機と萬機にて淳和御  
在位の時の事を黃帝を扈と  
坐て世を治りよまごりへ  
る也。古注に春秋合識圖注曰  
玄扈石室名也。また丹陵と唐  
堯の事也。古注に河圖録運法

令討覈誓之於典籍參之以古今迄于  
滯疑祗稟聖斷咸加辨析已盡倫通裁  
為十卷名令義解屬屈飛龍之渺嚮顧  
汾陽之睿然未有施行藏之秘府朕以  
冥昧臨馭寰區思通明謨導揚景業宜  
頒天下普使遵用畫一之訓垂於萬葉  
主者施行  
兼和元年十二月十八日

堯生於丹陵あり。此句し淳和帝の御生質の美を堯に比したりあり。  
事勤遠圖の圖と謀あり慮在長策の策と鞭也。こし淳和帝の遠大の事業を勤めたりあり。長久の慮を  
さき漢書に派長策而馭宇内といへり如く律令を策とみるへり。民を法度に従へりむるも馬を御  
りし如き物ありを以てかくいへり。

隱約云云ハ文字の義理或は隠れ或は約して詳に辨へ難きをいふ。難字類史雖も作る。方圓云云ハ前  
儒の諸注或は方ありといひ或は圓ありといひて各文義に固執をりしむる。  
三家二門も異説の多き事也。殊躅も異説も同一。參差詩經の注に長短不齊貌とあり。學者れのが好む  
もの。輕き事を重しといひ重き事を輕しと云て參差は説とも多く文の然るをいふ。ね義をも枉  
つけて法制を舞弄するありあり。

討覈と説文に覈實也とあり。律令の文義を討論をいむるをりしむ。  
聖斷と淳和帝の慮あり諸臣の討論に滯疑ありときハ聖斷を稟て定むる也。  
咸加辨析の咸加一本及類史に從ふ析折し作るに詔あり。字彙云分也。  
倫通の注に未見成文とあり。倫通といへりこの古書に見えざるは依て此注あり也。類史會通も作る  
り。こハ易繫辭に聖人有以見天下之動而觀其會通以行典禮の義あり。然共泉真國云こハもと兼和  
元年十二月續後紀の詔に見えて彼書に倫通とありハ類史に引用し後會通も改しものあり。べ  
し會通も成文あり共倫通とつけける字ハ古書にむとゆる。注に未見成文とありへりもの也。  
注に倫通ありこと明らる也。文の首に弼成五教とありを承てこの五教ハ上注せることハ五常  
の教。五常即五倫ありハ文の尾に結めて倫通の字を用ひ。五倫の教も通ひる事を盡し得たりといへ  
るもの也。云云此説に従へり。

屈飛龍之渺嚮云云の飛龍と易乾卦九五象辭に見えて天子の位をいふ嚮を伸れし馬進む嚮を屈は色



と馬止まり進むを在位とて止るを脱履とて即薄和の御位を去給ふ事也。浴陽ハ莊子ヨリ浴水之陽とあり。宵然ハ寂寞の心也。御位を去て静ニ仙洞ニキリテ居るを以テ此語ニ梁沈約ガ齊明帝ヲ賀ス啓ニ屈飛龍之渺響紆汾陽之遠情といへること類函ニ見ゆ。これニ因テ備書也。朕以冥昧ヨリ以下ニ仁明帝の御詞あり。真一本及續後紀裏ニ作る。これ謙辭也。臨馭寰區とて天下を治給ふ事也。寰京本家ニ作る。今續後紀及類史ニ従ル。區續後紀字ニ作る。思通明諫云云の諫ニ謀也。景業の景ニ大あり。上皇の明々ニ謀給へる此令律の大業を導揚せんことを思ひぬらむなり。

畫一之訓云云の畫一ハ漢書師古注ニ畫一言整齊也といへり。一字を畫たり如く曲りたる事无きを以テ即上皇の御明訓を形容していへり。萬葉ハ萬世あり。主者施行ハ殘輝云詔書の終りかく詞也。主者と詔書を掌る官にて中務省の事也。

官位とて集解云職掌所支謂之

官。朝廷所居謂之位也。これと官とて執事の稱あり。位とて序列の名あり。官ハ輕重あり。位ハ高卑あり。官と人の賢否ハ隨て任むる物あり。ゆゑ位卑と人ハ重き官をたす人あり。位高き人ハ輕き官を給ふあり。これハ依て守行の稱出來り。此卷ニ載る所ニ其守行ハあり。相當の制にて官と位と相應なる限を擧げたる也。

書吏以上ハ職事三位家の書吏以上也。集解云檢職負令。郡司軍團各制其職而不載此令何。師說既非官位相當職仍不載此令。然則依職負令猶得官名。唯今稱大臣以下書吏以上者。止指載此令之官耳。須隨文習。

### 官位令第一

謂大臣以下書吏以上。曰官。一品以下初位以上。曰位。九位有貴賤。官有高低。階貴則職高。位賤則任下。官位相當。各有等級。故曰官位也。令謂教令也。教以法制。令其不相違越。故曰令也。第一謂第者。次第也。一者數之始也。既居諸篇之首。故曰第一也。

### 凡壹拾玖條

### 親王

### 一品

謂品位也。親王稱品者。別於諸王。公武令云。應叙者。親王四品。諸王五位。諸臣初位以上是也。



初位以上曰位。集解云。問選叙令云。内外五位以上教授。内八位外七位以上奏授。外八位及内。外初位皆官判授者。此各不載。外位如何。師說隨文習問。帳内資人。本主亡者。暮年之後。送武部省。若任職事。即改入内位者。因此言之。外位不可任職事哉。師說不可以一槩執。何者。大少領是職事也。是則可叙外位之故也。但載此令之官。不可以外位任。

等級集解等差作

一者。京本一曰。一作了誤也。集解を以て改む。

九壹拾玖條。延喜講書記云。問十。九條者。計貢數如何。基答。一位以下初位以上十八條。一品以下四品以上一條。并十九條。問。一品以下四品以上相當各異。

大政大臣

二品

左右大臣

三品

四品

大納言

大宰帥

八省卿

諸王 諸臣

正一位

從一位

太政大臣

正二位

從二位

左右大臣

正三位

大納言

勲一等

謂此條舉勲一等者

也。今於諸臣各計正從為二條。親王於二品以下四品以上為一條。其心如何。答。義解云。品位也。親王稱品者。別於諸王者。因茲案之。官位相當之法。親王以相當同為一條。うれい親王。これとへむ三品にて大政大臣。二品にて八省卿と帶給ひても。守行の字をと用ざり例とゆも。和名抄云。品讀之。奈。



法然依行守文上下即知得任无障これ一因て按一彈正尹の三字あるべし然れども一り无れども

八省卿これより以上は皆品と官との相當といへり然ども四品の八省卿も亦王臣一位の大政大臣より上は立ふれは親王の官と相當を以てし云がごとし故一品より四品までを一條とす九官も専諸臣に任りし處のもの也親王若その器に當れを暫く任して才徳を空くせざしむるのいひかりの尊位というて八省卿ふどの相當すべき理のありべきふれを親王の官位ハ只ありて何てたののこまりと思て諸臣の相當と同一く心得べし故講書私記親王以相當同為二條といへり相當同の三字玩べし集解一問三品四品任八省卿何三位之任不降八省卿答品者功淺位者功深然禁而所不言也といふ誤也

諸王と二世以下四世以上の皇親のことにて親王の子孫をいふ名目あり繼嗣令一皇兄弟皇子皆為親王以外並為諸王自親王五世雖得王名不在皇親之限といへり今内一ありて諸王といふは二世王より四世王までを限り然共慶雲三年一五世王皇親たるべき格天平元年一五世王嫡子娶孫王生男女者入皇親之限といふ格出てより今外の皇親始まり

諸臣とし假令皇子皇孫たりといへ共姓を給へると皆諸臣也とて此令にて親王ハ品字を以て別とゆゑ諸臣と其けちめ正一と諸王と諸臣といふ位字を用らるゆゑ混て分ち難く往昔ハ然らば天武紀十四年一明位以下十二階を親王諸王の位と正位以下四十八階を諸臣の位と定られしを見れば諸王ハ親王に近くて諸臣と疎るべくもといふ王と臣と別あるべきを同字にて混せりといふ王臣の位との別ふり

正一位從一位殘輝云正と定れし心あり從は正位に從ふ心也といふ字義をわくの如くありべし訓ハ和名抄に依り正を於保伊といふ大あり從を比呂伊といふ廣なりこれ天武紀十四年一每階有大

廣といふ大と廣との義をりけて字ハ正從に改られしれども本府訓を舊きまも也

勳一等集解云問以勳一等准正三位儀制令云在路相遇三位以下遇親王皆下馬云云今所疑勳位致敬及下馬皆准文位哉師說提檢法條无有明文如此之衰可有臨時處分耳

一等以下不帶文位者皆著黃袍云云九此令は勳位を配とし勳位行立の法を頭ハセるのこころも集解は文位の事を論て此令ハ非為任用相當唯為示官位同階相次耳といひり勳位もこれ一同同階相次が即行立ありさて文位ある人ハ必勳位ありといふは從まは勳位のみにて文位无き人もあり若文位勳位共

以顯相當正三位故也下皆准此依公式令文武職事散官朝參行立各依位次為序故知一等以下皆著當色之服立文官之列假如一等行列者立正三位之下從三位之上類也然按衣服令勳位服色其制不顯即知一等以下不帶文位者皆著黃袍也

從三位

大宰帥

勳二等

正四位

皇太子傳

中務卿



あり人朝奉せむ服は文位の服を着て位ハ文勲の内其高き列ニ並ぶ譬ハ四位の人勲一等を帯とむ深緋を着て正三位の下ニ立の類也。も一文位无くて勲位のニあつむむ。服ハ黄袍を着て位ハ當勲の次第ニ一等ふれと正三位の下ニ立あり。式部式ハ凡勲位朝奉者服文位服列當位次第若無文位著黄袍。從三位の下ニ京本中納言を載たり。此官ハ大寶元年三月止り慶雲二年四月ニ再置せしむれを撰令の時无くあり。集解の无きニ從ふべし。但大寶以前の中納言と慶雲以後の中納言とハ中字の義異あり。且慶雲再置の度ハ正

以前上階

七省卿

勲三等

從四位

彈正尹

左右大辨

以前上階

神祇伯

中宮大夫

春宮大夫

勲四等

正五位

左右中辨

太宰大貳

中務大輔

左右京大夫

大膳大夫

攝津大夫

衛門督

左右衛士督

以前上階

彈正弼

左右少辨

七省大輔

大判事

勲五等

四位上あり。天平寶字五年ニ從三位官とせしむ。事職原抄標注より。正五位上より少初位下まで別ニ外位とりの物二十階ありて内位よりハや、輕。石川正明云。李唐の制ニ視品官とりの類史ニ見えり。視。外五位ニ非五位あり外六位ニ非六位あり。輕き事むべからばや外位の義法令の主意ニ外官ニ給はるべき料の位ふるゆゑ外とりの外官とし。諸國の郡司軍毅博士醫師ふどむりハ大宰攝津諸國の主典以上ニ外官あれども内位ニ叙はるハ法ニ依きて京ニて加階はるゆゑ也。これハ譬



と一任終て上京して任中の功過より加階すべきことあり法ゆゑ外國ありあがり加階はることなし無きことあり也事跡はつきて見れば國に居て加階はるもあきとこそと權議ありすと帳内資人親王王臣は仕て朝廷に出頭をねむ外位は叙はること外國にありぬと朝廷を内と一里第を外と九つもの也彈正弼集解左右少辨の上にあはる今これに従ふ

- 從五位
- 中務少輔
- 大學頭
- 雅樂頭
- 主計頭
- 圖書頭
- 左右馬頭
- 大國守
- 左右大舍人頭
- 木工頭
- 玄蕃頭
- 主稅頭
- 左右兵衛督
- 左右兵庫頭

右馬左右兵庫の十三寮を大寮とつゝ内藏縫殿大炊散位陰陽主殿典藥の七寮を小寮とつゝ大寮は一人ありこれ大少のけちめ也但大寮小寮とつゝ世俗のあはるはて令中二名目ありともあはる

- 以前上階
- 神祇大副
- 少納言
- 七省少輔
- 中宮亮
- 左右京亮
- 攝津亮
- 左右衛士佐
- 侍從
- 太宰少貳
- 大監物
- 春宮亮
- 大膳亮
- 衛門佐
- 皇太子學士



職事一位家令王函叢說云公式  
令衣服合等職事とあるは  
散位に對へて有官を云て相  
當に拘らざるも職事と  
彼令等の意と異て相當  
のあふ官をさし即職事一位  
と云太政大臣の事ありこの  
例にて次々ある職事二位も  
左右大臣職事三位も大納言  
と太宰帥との事あるを知べ

内藏頭

縫殿頭

大炊頭

散位頭

陰陽頭

主殿頭

典藥頭

上國守

一品家令

職事一位家令

勲六等

正六位

神祇少副

大内記

彈正大忠

左右辨大史

正親正

内膳奉膳

造酒正

兵馬正

鍛冶正

造兵正

畫工正

典鑄正

掃部正

内藥正

東西市正

官奴正

鼓吹正

園池正

一、これを前官の大臣納言帥  
等とし家令等と給ふとぞる  
あり。



諸陵正

贓贖正

囚獄正

二品家令

以前上階

太宰大監

八省大丞

彈正少忠

中判事

左右大舍人助

大學助

木工助

雅樂助

玄蕃助

主計助

主稅助

圖書助

左右兵衛佐

左右馬助

左右兵庫助

内兵庫正

土工正

喪儀正

采女正

主舩正

漆部正

縫部正

織部正

隼人正

内禮正

内藥侍醫

圖書助の下に京本諸陵助あり、  
 集解あり諸陵寮をもと司あり  
 りしは續紀天平元年八月癸  
 亥其改諸陵司為寮為負加秩  
 とあり司より次官を置れぬ  
 が例なれを今の比に助の官  
 ありべきよしあり今これに  
 従て除く  
 内兵庫正の正を助に作るハ誤  
 あり内兵庫を司ふれむ助あ  
 りべきなり  
 喪儀正の喪字京本葬に作る  
 職負令喪に作る一本も喪ふ  
 きハ今是に従ふ



中監物大同四年二月己巳後紀  
1. 加中監物二員少監物二員  
とあり。この時中少共六員  
になれり。然き共式部式  
監物從五位官二人。六位官四  
人。七位官四人。初位官一人と  
あり。五位官六位官七位官即  
大中少の監物よりて。其員數  
令條は同下けき。大同四年  
の加員。其後延喜までの間

大學博士

大國介

中國守

勲七等

從六位

神祇大祐

大宰少監

八省少丞

中監物

中宮大進

春宮大進

內藏助

縫殿助

大炊助

散位助

陰陽助

主殿助

典藥助主餘

主水正

主油正

內掃部正大餘

宮陶正

內染正

舍人正

主膳正

主藏正

上國介

一品家扶

三品家令

職事一位家扶

職事二位家令

1. 省々見たりあるべし。初位  
官一人とあり。令外にて拾  
芥抄に見えり。主典の事也。  
かくて此中監物も。いつの世  
より省々れたり。むとれを  
かくて。後々その仕例見たり。



以前上階

神祇少祐 少判事

大宰大判事 中宮少進

春宮少進 左右京大進

大膳大進 攝津大進

衛門大尉 左右衛士大尉

大藏大主鑰 主鷹正

主殿首 主書首

主工首も東宮職負令の内あり  
主工署の長官あり京本首を  
頭と作ると訛あり

大外記も太政官の主典にて八  
省の大録に當る故に大外記  
大録共正七位上の相當ふ  
り然ども其名外記と云ふゆ  
ゑに中務の内記と對せし號  
のゆゑなりと大内記と正六  
位上にて大外記と云ひとく  
異ある高官ふれむいふあり  
りなきむと疑ふ人もあり

主漿首 合人大工主工首

主兵首 主馬首

下國守 勲八等

正七位

中内記 大外記

大宰大工 大宰少判事

左右辨少史 大宰大典

八省大録 彈正大疏



べし。實に中務の官人よりし。太政官の官人こと掌事所同トくし。上位より居るべきを考レも然らば。職負令を考る。大外記の下は。掌勅造詔奏及讀申公文。勅署文案。檢出替失と見えて。詔奏勅造の外。其掌事所。諸司の主典も。かゝる事あり。大内記の條も。掌造詔敕及御所記録とありて。諸司の主典とも。りて。別あり。中務省にての主典も。即大録ふれ。内記もこれとも別あり。事ことりり也。されを内記の類を被接とり。中務の内。接せられて居れども。流内の属官あり。外記とも對し。且内記も常々御所。程候して。其職いとく重けを。外記と同じ

左右京少進

大膳少進

攝津少進

衛門少尉

左右衛少尉

内藏大主鑰

防人正

二品家扶

四品家令

以前上階

大宰主神

彈正巡察

左右大舍人大允大學大允

木工大允

雅樂大允

玄蕃大允

主計大允

主税大允

圖書大允

左右兵衛大尉

左右馬大允

左右兵庫大允

少監物

大主鈴

判事大屬

助教

醫博士

陰陽博士

天文博士

云べき。あつ然る。續紀延暦二年五月丁亥。太政官奏。你外記之官。職務繁多。詔敕格。今自此而出。至於官品。實合昇進。其大外記二人。元正七位上官。今為正六位上官。少外記元從七位上官。今為正七位上官。と見えて。大外記も大内記も。同トく。正六位上官。又。これ。従て。少外記も中内記も。同トく。正七位上官。又。此。太政官の官人なれ。他。司。とも別あり。ゆゑ。かく昇せ。ゆゑ。理の无き。よ。何。ね。制令の本意。よ。た。へ。で。



主醬

主菓餅

大國大椽

勲九等

從七位

少外記

左右大舍人少允

大學少允

木工少允

雅樂少允

玄蕃少允

主計少允

主稅少允

圖書少允

左右兵衛少尉

左右馬少允

左右兵庫少允

內藏允

縫殿允

大炊允

散位允

陰陽允

主殿允

典藥允

音博士

陰陽師

曆博士

書博士

箏博士

咒禁博士

大國少椽



一品の下、一本家字あり。家令家扶ふどの例とハ異あれを京本の无き方然るべし。

正親佑より以下、内藥佑に至るまで、佑字皆佐と作さる。今諸本を以て改む。

上國掾 一品家大從

一品文學 三品家扶

職事一位家大從職事正三位家令

以前上階

正親佑 内膳典膳

造酒佑 兵馬佑

鍛冶佑 造兵佑

畫工佑 典鑄佑

掃部佑 内藥佑

東西市佑 官奴佑

鼓吹佑 園池佑

諸陵佑 贖贖佑

囚獄佑 大解部

大宰博士 大典鑰

大藏少主鑰 醫師

漏刻博士 針博士

大解部、治部、刑部の三省あり、され共た大解部とのミ云ハ、刑部あり、たへばもろくの博士の中にて、持て博士とのミ稱はるハ、大學博士ありが如し、但集解ニ刑部大解部とあはせむ、ろくハ刑部の二字を脱したる歟、なほ異本を考へし。







京本防人佑のうへに中國掾を  
次ぐるも錯あり。

大宰醫師

大宰少工

大宰竿師

防人佑

大宰主船

大宰主厨

中國掾

以前上階

神祇大史

中宮大屬

春宮大屬

左右京大屬

大膳大屬

攝津大屬

治部大解部

刑部中解部

衛門大志

左右衛士大志

判事少屬

主水佑

主油佑

内掃部佑

管陶佑

内染佑

舍人佑

主膳佑

主藏佑

按摩博士

衛門醫師

左右衛士醫師



三品家從

三品四品文學

職事二位家從

勲十一等

從八位

神祇少史

中宮少屬

春宮少屬

左右京少屬

大膳少屬

攝津少屬

衛門少志

左右衛士少志

左右大舍人大屬大學大屬

大志京本大屬<sub>1</sub>作<sub>2</sub>誤也察  
<sub>1</sub>は屬といひ府は志とい  
ふ共は主典也兵衛府は  
大屬あり

馬醫師の師字集解元

大目八家從の上は有べし京本  
非也家令以下書吏以上ハ陪

木工大屬

雅樂大屬

玄蕃大屬

主計大屬

主稅大屬

圖書大屬

左右兵衛大志

左右馬大屬

左右兵庫大屬

少典鑰

按摩師

雅樂諸師

左右兵衛醫師

馬醫師

大國大目

四品家從



臣おれを上に列あはべき理  
ハちと事也

以前上階

刑部少解部 治部少解部

左右大舍人少屬大學少屬

木工少屬 雅樂少屬

玄蕃少屬 主計少屬

主稅少屬 圖書少屬

左右兵衛少志 左右馬少屬

左右兵庫少屬 内藏大屬

縫殿大屬 大炊大屬

散位大屬 陰陽大屬

主殿大屬 典藥大屬

主計筆師 主稅筆師

大國少目 上國目

一品家大書吏

職事一位家大書吏

勲十二等



大初位

内藏少屬

縫殿少屬

大炊少屬

散位少屬

陰陽少屬

主殿少屬

典藥少屬

正親大令史

内膳令史

造酒令史

兵馬大令史

鍛冶大令史

造兵大令史

畫工令史

典鑄大令史

掃部令史

内藥令史

東西市令史

官奴令史

鼓吹大令史

園池令史

諸陵令史

贖大令史

囚獄大令史

畫師

大宰判事大令史

一品家少書吏

二品家大書吏

職事一位家少書吏

京本一品家二品家の家字を脱  
とく。集解を以て補ふ。



以前上階

正親少令史

兵馬少令史

鍛冶少令史

造兵少令史

典鑄少令史

鼓吹少令史

贖贖少令史

囚獄少令史

内兵庫令史

土工令史

喪儀令史

采女令史

主船令史

漆部令史

典鑄の下京本少字を脱き、今集解に從ふ。

縫部令史

織部令史

隼人令史

内禮令史

挑文師

大宰判事少令史

防人令史

中國目

二品家少書吏

少初位

主水令史

主油令史

内掃部令史

菅陶令史



添下京本物字あり非あり下な  
る添師も京本添物師とあり  
こけもさうし今共削る按  
る京本の物字も添師をソメ  
物ノ師とりゆゑる物字を  
旁訓に付とるを脱字を旁  
書加へとる也と見認て添入  
したるありし

共居の共京本其の作る集解の  
依て改む  
此則集解此即の作をり

京本主漿主鷹主書主兵主工主  
殿と列り今集解よりりて  
改む

内添令史

舍人令史

主膳令史

主藏令史

添師

下國目

三品四品家書吏

職事二位家書吏

謂按家令職負令  
職事二位有大小  
書吏而於此令不別大小共居同  
階此則家吏品秩卑微是以不更  
煩差降也

以前上階

主鷹令史

主殿令史

主書令史

主漿令史

主工令史

主兵令史

主馬令史

職事三位家書吏

標注令義解校本卷一







